

令和2年 5月14日開会

令和2年 5月14日閉会

(臨時第2回)

田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

目 次

第1号（5月14日）

告 示	1
招集議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
事務局出席職員者職氏名	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
議案第30号	5
議案第31号	5
議案第32号	5
議案第33号	5
議案第34号	5
議案第35号	5
議案第36号	5
議案第37号	5
議案第38号	5
議案第39号	5
議案第40号	5
議案第41号	5
散 会	11
署 名	12

田布施町告示第21号

令和2年第2回田布施町議会臨時会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

令和2年5月7日

田布施町長 東 浩 二

- 1 期 日 令和2年5月14日
2 場 所 田布施町議会議事堂
-

○開会日に応招した議員

西本 篤史議員	谷村 善彦議員
國本 悦郎議員	清神 清議員
石田 修一議員	木本 睦博議員
松田規久夫議員	竹谷 和彦議員
穴井 謙次議員	畠中 孝議員
林山 健二議員	河内 賀寿議員
瀬石 公夫議員	

○応招しなかった議員

なし

令和2年 第2回(臨時)田布施町議会会議録(第1日)

令和2年5月14日(木曜日)

議事日程(第1号)

令和2年5月14日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第30号
専決処分の承認について(令和2年度田布施町一般会計補正予算(第1号)議定
について)
- 日程第5 議案第31号
専決処分の承認について(田布施町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第6 議案第32号
専決処分の承認について(田布施町都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 日程第7 議案第33号
専決処分の承認について(田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第8 議案第34号
専決処分の承認について(田布施町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第9 議案第35号
専決処分の承認について(田布施町都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 日程第10 議案第36号
令和2年度田布施町一般会計補正予算(第2号)議定について
- 日程第11 議案第37号
令和2年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)議定について
- 日程第12 議案第38号
田布施町新型コロナ助け合い基金条例の制定について
- 日程第13 議案第39号
田布施町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第14 議案第40号
田布施町介護保険条例の一部改正について

日程第 15 議案第 4 1 号

田布施町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 3 0 号

専決処分の承認について（令和 2 年度田布施町一般会計補正予算（第 1 号）議定
について）

日程第 5 議案第 3 1 号

専決処分の承認について（田布施町税条例等の一部を改正する条例）

日程第 6 議案第 3 2 号

専決処分の承認について（田布施町都市計画税条例の一部を改正する条例）

日程第 7 議案第 3 3 号

専決処分の承認について（田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第 8 議案第 3 4 号

専決処分の承認について（田布施町税条例の一部を改正する条例）

日程第 9 議案第 3 5 号

専決処分の承認について（田布施町都市計画税条例の一部を改正する条例）

日程第 10 議案第 3 6 号

令和 2 年度田布施町一般会計補正予算（第 2 号）議定について

日程第 11 議案第 3 7 号

令和 2 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）議定について

日程第 12 議案第 3 8 号

田布施町新型コロナ助け合い基金条例の制定について

日程第 13 議案第 3 9 号

田布施町国民健康保険条例の一部改正について

日程第 14 議案第 4 0 号

田布施町介護保険条例の一部改正について

田布施町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

出席議員（13名）

1 番	西本 篤史議員	2 番	谷村 善彦議員
3 番	國本 悦郎議員	4 番	清神 清議員
5 番	石田 修一議員	6 番	木本 睦博議員
7 番	松田規久夫議員	8 番	竹谷 和彦議員
9 番	穴井 謙次議員	10 番	畠中 孝議員
11 番	林山 健二議員	12 番	河内 賀寿議員
13 番	瀬石 公夫議員		

欠席議員
(なし)

欠 員
(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長	森本 充君	書記	福本 俊明君
		書記	岩本 周平君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	亀田 典志君
企画財政課長	森 清君	税 務 課 長	藤本 直樹君
経 済 課 長	山中 浩徳君	経済課長補佐	長谷 満晴君
町民福祉課長	坂本 哲夫君	健康保険課長	吉村 明夫君
学校教育課長	長合 保典君	社会教育課長	増原 慎一君
町民福祉課主幹	林 照美君	健康保険課主幹	山本むつみ君

○議長（瀬石 公夫議員） おはようございます。

定刻になりましたので、始めたいと思います。

午前9時00分開会

（ベル）

○議長（瀬石 公夫議員） ただいまから、令和2年第2回田布施町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

最初に、新型コロナウイルスの感染のおそろしさを感じる毎日ですが、亡くなられた方々には謹んでお悔やみを申し上げますとともに、療養中の皆さんに心からお見舞いを申し上げます。また、治療中の皆様方の早期回復と感染拡大の沈静化を心からお祈りを申し上げます。

それでは、本日は新型コロナウイルス感染防止のため、50分に1回、10分間の休憩、換気を行いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、谷村善彦議員、國本悦郎議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法121条の規定により、本臨時会における議題の説明のため、出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名はお手元に配付の文書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 議案第30号

日程第5. 議案第31号

日程第6. 議案第32号

日程第7. 議案第33号

日程第8. 議案第34号

日程第9. 議案第35号

日程第10. 議案第36号

日程第11. 議案第37号

日程第12. 議案第38号

日程第13. 議案第39号

日程第14. 議案第40号

日程第15. 議案第41号

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第4、議案第30号専決処分の承認について（令和2年度田布施町一般会計補正予算（第1号）議定について）から、日程第15、議案第41号田布施町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてまで、12件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） 本日は、新型コロナウイルス感染による生活支援、経済対策を急いで実施する必要があることから、臨時議会をお願いしたところでございます。議員の皆様には御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症拡大は、日本の経済活動に打撃を与え、その影響は平成21年のリーマン・ショックの世界金融恐慌をはるかに超える厳しいものと言われる中、全都道府県への前例なき緊急事態宣言が発令されるなど、先が見通せない現状でございます。

本町としては、町民の健康及び生活を守ることを第一に考え、地域経済へのダメージを最小限に食いとめる観点から、必要な対策を迅速かつ的確に実施いたします。

この国難ともいふべき緊急危機に対して、国・県との連携を密にし、町議会の皆様と一体となって、

この危機を乗り越えていきたいと思っております。

本町の具体的な対応については、後ほど御説明申し上げますが、国の特別定額給付金は一日でも早く、町民の皆様に現金給付ができるよう、地方自治法に基づき5月1日付で専決処分とさせていただきます。

また、今回の補正予算では、新型コロナウイルスの感染拡大防止や町内事業者の事業継続支援など、緊急的な対策に取り組むことといたしております。

そして、町民の皆様に希望を持っていただけるよう、まちの活性化につながる事業も計上しておりますので、よろしく御審議を賜りたいと思っております。

それでは、本日提出いたしました12議案の概要について御説明を申し上げます。

まず、次の6議案は、地方自治法第179条の規定に基づき専決処分いたしました6議案について、議会の承認をお願いするものでございます。

最初に、議案第30号は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、令和2年4月30日付で成立した国の補正予算における特別定額給付金事業にかかる経費として、令和2年5月1日に専決処分いたしました令和2年度田布施町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

内容は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の特別定額給付金事業費に関するもので、歳入に国庫支出金15億3,082万9,000円を計上し、歳出では、特別定額給付金15億1,120万円と職員人件費やシステム改修委託料など、事務費1,962万9,000円を計上いたしております。

歳入歳出それぞれ15億3,082万9,000円を増額補正し、予算総額を73億8,582万9,000円といたしております。

なお、国の特別定額給付金10万円を町民の皆様に一日でも早くお届けできるよう、業務に当たらせており、オンライン申請については、5月1日より受け付けを開始しており、入金は明日、5月15日に1回目の口座振り込みをいたします。

郵送分につきましては、5月18日から申請書を送付し、入金は6月第1週目からの口座振り込みを予定しております。

それでは、次の3件は、令和2年3月31日付の専決処分に関するものでございます。

まず、議案第31号、地方税法改正に伴い、令和2年3月31日付で専決処分した、田布施町税条例の一部改正についてでございます。

本日、参考資料をお配りしておりますので、参考にしていただければと思います。

主な改正点として、1点目は、個人住民税に係る未婚のひとり親に対する税務上の措置及び寡婦・寡夫控除の見直しでございます。

この改正により、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する全ての単身者について、同一のひとり親控除が適用されることとなり、また、個人住民税の人的非課税措置の対象となっております。

2点目は、所有者不明土地等に係る固定資産税課税への問題でございます。

改正点としては、登記簿上の所有者が死亡した場合に、現に所有している者に対して申告をさせることができることとした点と、調査の結果、所有者が1名も明らかにならない場合には、その使用者に対して固定資産税を課すことができることとしたものでございます。

第3点目は、還付金加算金等の割合の引き下げと名称の変更でございます。

還付加算金、徴収猶予及び納付期限の延長における割合については、市中金利の実勢を踏まえ0.5%引き下げる一方、延滞金については、遅延利息としての性格や滞納を防止する観点から現行水準を維持するとされております。

また、特例基準割合の名称については、配付資料の3ページの表のとおり、それぞれ変更されることとなっております。

4点目は、地方のたばこ税についてでございます。

改正点は、現行は重量比例課税である葉巻たばこについて、軽量の葉巻たばこについては紙巻きたばこと同様の本数課税にするもので、経過措置の後、最低税率を段階的に引き上げる見直しでございます。

5点目は、固定資産税等の特例措置で、いわゆるわがまち特例と言われるものでございます。

このたびの法改正では、ローカル5G設備や農業協同組合等の一定の償却資産についての特例などがありますが、この条例改正で影響があるものは、特定水力発電設備に対する特例の細分化や浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に対する特例の創設などがあります。そのほか、所要の改正や廃止に伴う条項ずれによる改正を行っております。

議案第32号も同じく地方税法改正に伴い、令和2年3月31日付で専決処分した都市計画税の一部改正についてでございます。

資料では、4ページでございます。

主な改正点としては、先ほどの税条例改正で申し上げました、わがまち特例に関するものの新設や法改正に伴う条項整理及び改元対応でございます。

次に、議案第33号、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布等に伴い、令和2年3月31日付で専決処分した田布施町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。これは、参考資料としてはつけておりません。

主な改正の1点目は、保険税の基礎課税額に係る課税限度額を「61万円」から「63万円」に、また、介護納付金に係る課税限度額を「16万円」から「17万円」に改めるものでございます。

2点目は、軽減判定において所帯の被保険者等の数に乗ずる金額を5割軽減の対象は現行の「28万円」から「28万5,000円」に、2割軽減の対象は現行の「51万円」から「52万円」に改め、軽減対象世帯の範囲を拡大するものでございます。

また、附則の改正は、長期間利用されていない土地等の増加を解消するために、土地基本法が改正されましたので、このような低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の控除の創設に対応するものでございます。

次からの2件は、今度は令和2年4月30日付で専決処分したものでございます。

参考資料では、5ページから6ページをごらんください。

まず、議案第34号は、地方税法改正に伴い、令和2年4月30日付で専決処分した、田布施町税条例の一部改正についてでございます。

この法改正は、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、緊急経済対策の一環として改正されたもので、主な改正点は次の5点となります。

まず1点目は、徴収猶予制度の特例でございます。

現在でも、徴収猶予の制度はございますが、その適用を受けるには条件が非常に厳しいものがございます。新型コロナの特例として、今回、収入が前年対比20%減で一時的に納付が困難な場合に適用されるものでございます。

また、申請時においても条件の緩和や延滞金の減免などが特例として認められるものでございます。

条例では、申請手続に係る再提出の場合の期間を定める規定もいたしております。

2点目は、生産性向上に係る償却資産に対する固定資産税の特例に加え、新たに家屋及び構築物に対しても適用する規定で、さらに2年間延長する規定でございます。この拡充や延長による固定資産税の減収額は、全額国費で補填されるものでございます。

3点目は、イベントを中止した等の事業者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る個人住民税の対応でございます。また、条例で定めるものについて、個人住民税の税額控除の対象とする規定でございます。

4点目は、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長でございます。

令和2年9月30日までに取得した自家用自動車に適用される軽減措置を、令和3年3月31日までに延長する規定でございます。

この措置による軽自動車税の減収額は、全額国費で補填されます。

5点目は、住宅ローン控除の適用要件の弾力化でございます。

住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額を限度額の範囲内で個人の住民税から控除しておりますが、納税義務者が新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、入居までに入居ができなかった場合、特例期間を延長する規定でございます。

この措置による個人住民税の減収額については、これまで同様、全額国費で補填されるものでございます。

その他、参考ではございますが、新型コロナウイルスの影響で業績が落ちた中小事業者に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税および都市計画税の課税標準額の2分の1、またはゼロとする措置がとられますが、その減収額は全額国費で補填されますので、実質的な減収はないものと考えております。

次の議案第35号も、地方税法改正に伴う都市計画税条例の一部改正について、令和2年4月30日付で専決処分したものでございます。

参考資料では、6ページの下でございます。

主な改正点としては、先ほど議案第34号の税条例の改正の参考で申し上げました、中小事業者に対する軽減措置の規定でございます。この措置による都市計画税の減収は、同じく全額国費で補填されます。

その他、法改正に伴う所要の条項整理を行っております。

次に、議案第36号は、田布施町一般会計補正予算（第2号）でございます。

まず、歳入についてでございますが、今回、国の補正予算に伴い国庫支出金について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、子育て世帯臨時特別給付金事業、学校臨時休業対策費補助金を計上したことに伴う増額補正となっております。

寄附金では、本町における新型コロナ感染対策へのふるさと寄附金等の増額補正を行っております。

諸収入は、児童クラブお弁当サポート事業に伴う利用者負担分の計上による増額補正でございます。

なお、収入調整として、財政基金から繰入金980万6,000円を計上いたしております。

次に、歳出でございますが、総務費に新型コロナ地域支援対策費を追加計上したことなどから、増額補正といたしております。

新型コロナ地域支援対策費は、国の補正予算の地方創生臨時交付金約9,000万円を活用し、町内で影響を受けている事業者や生活支援を必要としている町民の方への支援を行ってまいります。

詳しくは、本日、別冊でお配りしております、5月補正予算等の概要に補正予算の規模や町独自の12事業の内容を詳しくまとめておりますので、御参考に見ていただきたいというふうに思います。

まず、本町の独自事業といたしましては、ひとり親世帯への臨時特別給付金411万円、子育て世帯臨時応援金1,710万円、児童クラブお弁当サポート支援事業330万円、がんばる学生応援事業100万円、介護サービス継続支援事業100万円、児童及び障がい福祉施設継続支援事業70万円、小売り・飲食・サービス業等への経営支援事業4,350万円、飲食店等応援チケット発行支援事業400万円、学校給食無償化事業1,465万円、その他、感染症対策事業1,014万円を計上し、補助事業として、学校臨時休業対策費補助事業50万円を計上しております。

特に予算措置はございませんが、奨学金についての特例も行うことといたしております。

また、感染症対策への対応や今後の緊急事態等に備え、職員人件費112万5,000円を計上いたしております。

後ほど、議案第38号の基金条例で説明いたしますが、ふるさと納税などの寄附金の受け皿として、新型コロナ助け合い基金への積立金100万円も追加計上いたしております。

民生費では、国の補正予算に伴い児童手当を受給している世帯に対し、臨時給付金1万円を上乗せする、子育て世帯臨時特別給付金事業費の追加計上による増額補正でございます。

以上により、歳入歳出それぞれ1億2,028万9,000円を増額補正し、予算総額を75億611万8,000円とするものでございます。

なお、新型コロナウイルスによる影響は広範囲に及んでおり、支援対策を急ぐ必要から、今回、緊急対策として取りまとめられることができた事業等について御提案させていただいておりますが、今後、町民の皆様への生活支援、地域経済対策として追加が必要となってくるものについては、議会の皆様と御協議させていただき、6月補正でも対応してまいりたいと考えております。

次に、議案第37号は、田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

内容は、新型コロナ対策として、傷病手当金の追加計上による増額補正でございます。

議案第38号は、田布施町新型コロナ助け合い基金条例についてでございます。

先ほども申し上げましたが、新型コロナウイルスの影響により、歳入においては、町税等の大幅な減収が見込まれる一方で、歳出においては、今後、新たな財政出動が必要になると想定されております。

そのため、今後、本町独自の新型コロナウイルスによる生活支援対策や経済対策の経費に充てるため、町内外に広く御寄附や資金を募ることを目的に、田布施町新型コロナ助け合い基金を設置するものでございます。

議案第39号は、田布施町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

新型コロナウイルスの感染等により、給与等の支払いを受けている被保険者が療養のために労務に服することができない期間において、国が定める要件に基づき傷病手当金を支給することができるよう条例改正を行うものでございます。

対象は、被用者のうち、感染者または発熱等の症状があり、感染が疑われる人で、支給額に対しては特別調整交付金で財政支援が予定されております。

議案第40号は、田布施町介護保険条例の一部改正についてでございます。

介護保険制度では、特別な理由がある被保険者に対し、町の判断により減免ができるとされておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大による生活困窮者に対する介護保険料の遡及減免を可能とするための条例改正で、保険料の徴収猶予と減免に柔軟に対応できるよう改正するとともに、事後申請によってもさかのぼって減免することも可能とするものでございます。

議案第41号は、田布施町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございます。

国民健康保険条例の一部改正と同様に、後期高齢者医療におきましても、国が定める要件に基づき傷病手当金が支給されるため、本町において行う事務についても、傷病手当金の支給に係る申請書の

提出の受け付けを加えるものでございます。

以上、本日、御提案申し上げました12議案について、その概要を御説明いたしました。詳細につきましては御質問に応じ、私及び関係者から説明をいたしますので、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

○議長（瀬石 公夫議員） これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第30号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第31号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第32号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） ないようですので、質疑なしと認めます。

議案第33号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） ないようですので、質疑なしと認めます。

議案第34号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） ないようですので、質疑なしと認めます。

議案第35号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） ないようですので、質疑なしと認めます。

議案第36号、質疑はありませんか。谷村議員。

○議員（2番 谷村 善彦議員） 今回の特別定額給付金、テレビや新聞、きのうの山口新聞でもそうなんですが、マイナンバーカードを急遽とりたいということで、オンライン設備聞きたいと、それからまた、オンライン給付費が随分出てきて、給付に大変な思いをしているというような報道がちょっとあるんですけど、当町はその辺はいかがですか。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 確かに報道等でオンラインの関係がたくさん出て、当町の状況ですけど、オンライン申請でマイナンバーを持っていらっしゃる方が約2,000名ぐらいいらっしゃるんですけど、実際に申請するときに暗証番号がいるんですけども、暗証番号を忘れて、再設定というのがあります。再設定にかなりの人数が来られて、多いときで10名、少ないときで5名ぐらいは、5月の初めぐらいから対応しています。それを再設定するとき、国のほうにやりとりがあります。これに非常に時間がかかって、まち、都市部では6時間とか9時間とかいうように待っていますけど、うちのほうもかなりの待ち時間が出て、なかなかできにくかったりというような状況がございます。

オンラインは先ほど町長が申し上げましたように、84件が一応5月で入金ができるような状況になっています。今、100名ぐらいが申請をされています。

オンラインはそういう状況なんですが、郵送のほうは、あした郵便局へ持って行って、来週、もう各配付ができるようになっています。

手続的には郵送のほうが、マイナンバーの再設定をしてそういう状態になるよりも、郵送処理のほうが早くなると思うんですけど、当初、郵送が13日に配付予定とかいうことになっていまして、ホームページ等でもお詫びを申し上げますけど、若干事務上、ちょっと遅延というか、遅くなりまして迷惑をかけたんですけど、実務的な話をさせていただくと、システム改修が入金の入力ができる準備ができるのが20日から、これは当初説明させていただいたとおりなんですけど、20日からしか入力できませんので、実際も町民の方に御迷惑がかかる度合いというのはほとんど影響がない状況にはなると思うんですけど、早く送付してという当初の予定が若干、二、三日おくらせていましたので、申しわけないなという思いはしています。

20日から入力ができますので、入力ができる状態になったら、今20名ぐらいの特別チームを設置しています。対策金ですね。その辺を総動員してでも、できるだけ早く届けるような形で対応させていただきたいと思っておりますので、皆さん方のほうも御了解のほうよろしく願いいたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 谷村議員、ちょっと起立をしてちょっと言ってください。

○議員（2番 谷村 善彦議員） 大変なようでしょうけど、20日に理解ということで、町民も期待

していると思いますので、どうぞ最善の努力をお願いしたいと思います。

○議長（瀬石 公夫議員） ほかに、今の36号について何かございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） それでは、議案第37号、質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） ないようですので、質疑なしと認めます。
議案第38号、質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） ないようですので、質疑なしと認めます。
議案第39号、質疑はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。
議案第40号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。
議案第41号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第30号から議案第41号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号から議案第41号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は12件を一括して行います。

議案第30号から議案第41号の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に、議案第30号専決処分の承認について（令和2年度田布施町一般会計補正予算（第1号）議定について）を採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第30号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第31号専決処分の承認について（田布施町税条例等の一部を改正する条例）についてを採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第31号は原案のとおり承認することに決定しました。（発言する者あり）

次に、議案第32号専決処分の承認について（田布施町都市計画税条例の一部を改正する条例）を採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第32号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第33号専決処分の承認について（田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第33号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第34号専決処分の承認について（田布施町税条例の一部を改正する条例）を採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第34号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第35号専決処分の承認について（田布施町都市計画税条例の一部を改正する条例）を採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第35号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第36号令和2年度田布施町一般会計補正予算（第2号）議定についてを採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号令和2年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定についてを採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号田布施町新型コロナ助け合い基金条例の制定についてを採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号田布施町国民健康保険条例の一部改正についてを採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号田布施町介護保険条例の一部改正についてを採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

最後に、議案第41号田布施町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

○議長（瀬石 公夫議員） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

以上で、会議を閉じます。（発言する者あり）令和2年第2回田布施町議会臨時会を閉会します。

（ベル）

午前9時42分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 瀬 石 公 夫

署名議員 谷 村 善 彦

署名議員 國 本 悦 郎